

医療安全対策に関する取り組みについて

1. 医療安全対策に関する基本的な考え方

当院では、「安全で質の高い医療の提供」を病院理念に掲げ、患者さんに安全な医療を提供し、安心して医療を受けていただくために医療事故防止に努めています。特定機能病院として患者さんへの安全管理を必須の義務と位置づけ、医療安全管理部を中心に診療部門や各部署と連携し、チームで医療事故防止に取り組んでいます。

また、医療安全に関する情報を収集・分析し、改善策の検討および周知、実施状況の確認を行うなど、病院全体で医療安全文化の醸成に努めています。

2. 医療安全対策に関する取り組み事項

(1) 医療安全管理体制に関する事項

医療安全管理体制を強化するため、「医療安全管理部」を設置しています。同部には、医師、薬剤師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、事務員等の多職種が配置されています。また、病院の各部署に医療安全管理者（セイフティマネージャー）を配置し、職場の安全管理の点検、改善策の検討、職員への教育等を行っています。

(2) 事例の検討・再発防止について

日常診療の場で発生した医療事故等に関する事例を検討し、原因や背景を分析するとともに、再発防止に向けた改善策を検討・実施しています。また、各部署の医療安全管理者の活動を支援し、医療安全に関する情報の共有と改善活動を推進しています。

(3) 医療安全に関する職員教育・研修について

職員に対して医療安全に関する教育や研修を企画・実施しています。講演会や講習会等を通じて、医療安全に関する知識や意識の向上を図り、病院全体の医療安全文化の醸成に努めています。

(4) 医療安全業務の監査に関する事項

医療安全管理部をはじめ、医療安全管理責任者、医療安全審議委員会、医薬品安全管理責任者等の業務が適切に実施されているかについて、外部有識者を含む「医療安全業務監査委員会」が定期的に監査を行っています。監査を通じて医療安全業務の実効性を確認し、必要な改善につなげています。

(5) 患者さんへの相談・支援に関する事項

当院では「医療安全対策加算」の施設基準に基づき、患者様やご家族の皆様が安心して医療を受けられるよう、医療安全管理者等による相談及び支援体制を整えております。

患者さん（ご家族を含む）が医療を受けるうえで、「心配なこと」「わからないこと」などの相談をお受けする「患者相談窓口」を病院棟2階の「医療支援センター」内に開設しています。

医療安全に関する相談や支援を希望される方は、患者相談窓口へお申し出ください。

（６）医療安全に関する内部通報について

病院業務において医療の安全に疑義が生じた場合など、病院業務従事者からの医療安全に関する内部通報を受け付けています。通報者の安全に配慮し、通報によって不利益な取り扱いを受けることがないように対応しています。

病 院 長